

奄美市都市計画 マスタープラン

歴史をつむぎ未来へはばたく
都市と自然が共生するきよらの郷

2018-
2037



平成30年4月
鹿児島県奄美市



奄美市都市計画マスタープラン



平成30年4月
鹿児島県奄美市

目次

序 章 はじめに.....	- 2 -
1. 都市計画マスタープランとは.....	- 2 -
2. 計画の位置づけ.....	- 3 -
3. 計画の構成.....	- 4 -
4. 策定体制.....	- 6 -
第1章 都市づくりの課題.....	- 8 -
1. 上位・関連計画の位置づけ.....	- 8 -
2. 現況・市民アンケートからみる都市の問題点.....	- 14 -
3. 都市づくりの課題.....	- 19 -
第2章 都市づくりの基本構想.....	- 22 -
1. 都市づくりの理念.....	- 22 -
2. 都市づくりの目標.....	- 23 -
3. 将来都市構造.....	- 26 -
第3章 分野別方針.....	- 34 -
はじめに.....	- 34 -
1. 土地利用の方針.....	- 37 -
2. 市街地整備の方針.....	- 51 -
3. 道路・交通整備の方針.....	- 55 -
4. 公園・緑地整備の方針.....	- 63 -
5. 上・下水道整備の方針.....	- 67 -
6. 名瀬港湾整備の方針.....	- 68 -
7. 住まい・住環境整備の方針.....	- 72 -
8. 景観整備の方針.....	- 75 -
9. 都市防災の方針.....	- 80 -
10. 都市の魅力向上.....	- 83 -
11. 環境保全の方針.....	- 85 -
12. 都市マネジメントの方針.....	- 88 -

第4章 地域別構想	- 92 -
1. 地域別構想の概要	- 92 -
2. 地域別構想	- 94 -
2-1. 名瀬中心拠点地域	- 95 -
2-2. 名瀬市街地地域（名瀬都市計画区域）	- 105 -
2-3. 名瀬自然共生地域（都市計画区域外）	- 115 -
2-4. 住用地域	- 123 -
2-5. 笠利地域	- 131 -
第5章 計画の実現に向けて	- 140 -
1. 都市計画マスタープランに基づく取り組みの考え	- 140 -
2. 協働のまちづくりの推進	- 141 -
3. 都市計画マスタープランの推進	- 144 -

序章	<h3>はじめに</h3> <ol style="list-style-type: none"> 1. 都市計画マスタープランとは 2. 計画の位置づけ 3. 計画の構成 4. 策定体制
第1章	<h3>都市づくりの課題</h3> <ol style="list-style-type: none"> 1. 上位・関連計画の位置づけ 2. 現況・市民アンケートからみる都市の問題点 3. 都市づくりの課題
第2章	<h3>都市づくりの基本構想</h3> <ol style="list-style-type: none"> 1. 都市づくりの理念 2. 都市づくりの目標 3. 将来都市構造
第3章	<h3>分野別方針</h3> <ol style="list-style-type: none"> 1. 土地利用の方針 2. 市街地整備の方針 3. 道路・交通整備の方針 4. 公園・緑地整備の方針 5. 上・下水道整備の方針 6. 名瀬港湾整備の方針 7. 住まい・住環境整備の方針 8. 景観整備の方針 9. 都市防災の方針 10. 都市の魅力向上 11. 環境保全の方針 12. 都市マネジメントの方針
第4章	<h3>地域別構想</h3> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域別構想の概要 2. 地域別構想 <ol style="list-style-type: none"> 2-1 名瀬中心拠点地域 2-2 名瀬市街地地域 2-3 名瀬自然共生地域 2-4 住用地域 2-5 笠利地域
第5章	<h3>計画の実現に向けて</h3> <ol style="list-style-type: none"> 1. 計画に基づく取り組みの考え 2. 協働のまちづくりの推進 3. 都市計画マスタープランの推進

序 章 はじめに

1. 都市計画マスタープランとは

市町村は、都市計画法第18条の2に基づき「市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）」を定めるものとされています。

この都市計画マスタープランは、市民に最も身近な基礎自治体である奄美市が、市民の意向を反映させながら、地域特性を踏まえた土地利用のあり方や道路、公園、住環境整備など、都市計画に関する基本的な方針を定めるものです。

市では、平成10年3月に旧名瀬市において策定された「名瀬市都市計画マスタープラン」に基づき土地区画整理事業や都市計画道路の整備に取り組んできましたが、平成29年度で計画期間が終了することから、少子高齢化とライフスタイルの変化と市町村合併による市域の拡大を踏まえ、今後20年間の都市づくりの方針を示す「奄美市都市計画マスタープラン（以下「本計画」という。）」を新たに策定しました。



<奄美市の農村風景>



<奄美市の市街地風景>



<奄美市の自然風景(海岸)>



<奄美市の自然風景(マングローブ)>

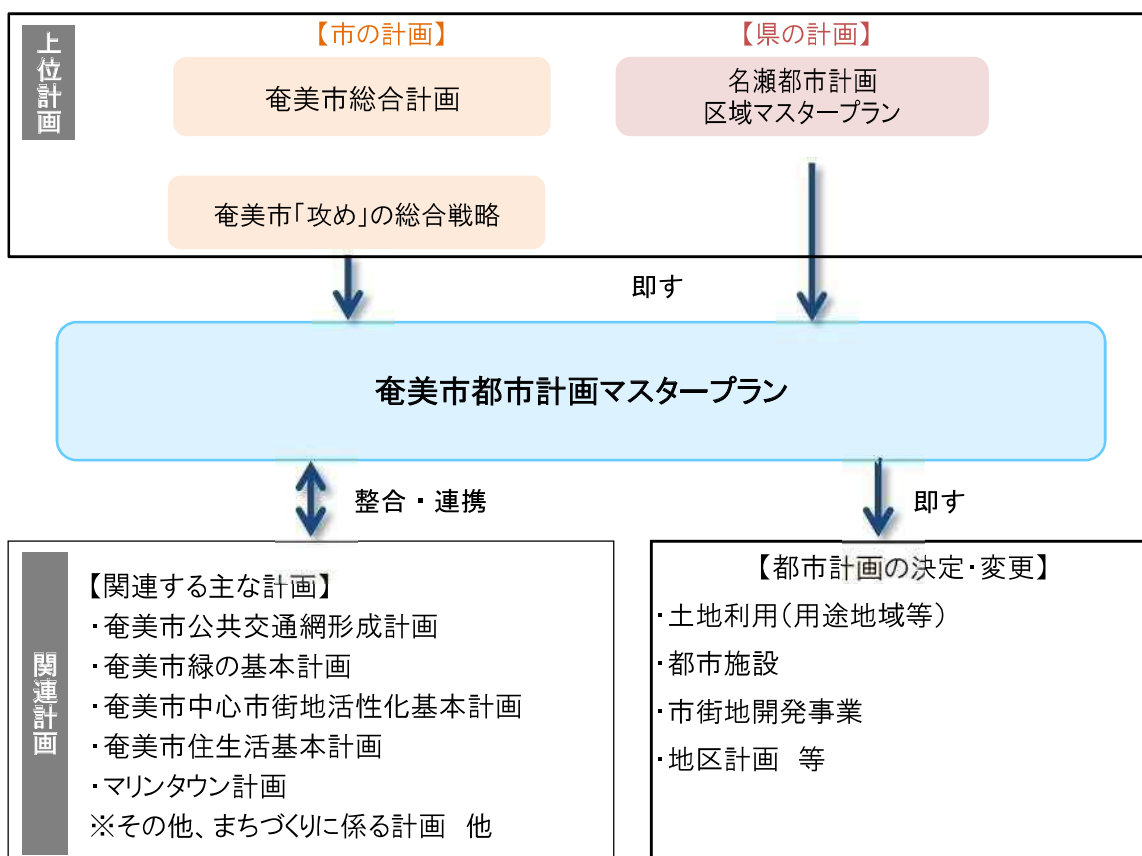
2. 計画の位置づけ

都市計画マスタープランの策定にあたっては、まちづくりのビジョンの統一やまちづくりの一体性の確保を図ることからも、鹿児島県都市計画区域マスタープランや奄美市総合計画などの上位計画に即して定める必要があります。

さらに、都市計画マスタープランが土地利用のコントロール、都市施設の整備をはじめとして各種施策・事業を秩序立てて進めていくための基本方針となることから、関連する個別計画との整合を図ります。特に、都市計画法に定める具体的な計画は、都市計画マスタープランに即したものでなければならないとされているため、本計画は具体的な都市計画の決定・変更を方向づける指針として重要な役割を担います。

また、都市計画マスタープランは市民と市が協働して構築するものであり、一連の取組を通じて市民の都市計画に対する理解・関心を高め、今後のまちづくり活動の方向性を示します。

＜奄美市都市計画マスタープランの位置付け＞



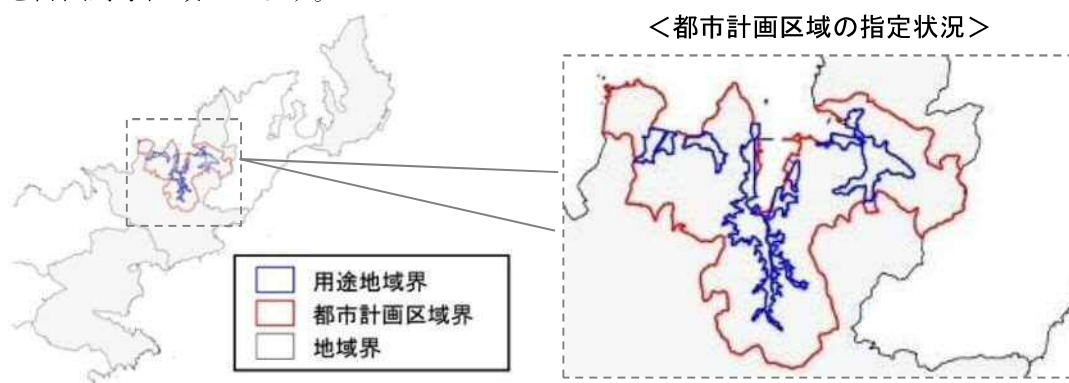
3. 計画の構成

(1) 計画対象区域

都市計画マスタープランは、都市計画区域において定めることが一般的です。しかし、名瀬市、住用村、笠利町の市町村合併により誕生した奄美市では、農村地域と自然地域が大きく拡大するとともに、笠利地域については、龍郷町を隔てた飛び地となっています。こうした状況を踏まえ、奄美市の活力や魅力をより一層高めていくためには、人口減少と高齢化が進む農村地域の生活利便性を確保するとともに、世界自然遺産候補地である自然地域の豊かな資源を保全・活用しつつ産業の振興や定住を促進し、拡大した市域の一体性を強化する必要があります。

あわせて、奄美市の各地域間や近隣町村との広域的な連携を促進し、良好な土地利用の規制・誘導や道路ネットワークの形成を図るなど、奄美大島を俯瞰的に捉えたまちづくりが重要となります。

そこで、本計画では、名瀬市都市計画マスタープランが対象としていた都市計画区域に加え、名瀬、住用、笠利地域が有する農村地域と自然地域を含む奄美市全域を計画対象区域とします。



(2) 目標年次

都市計画マスタープランは、目指すべき都市の将来像を長期的視野から展望した計画が必要となるため、概ね20年後の平成49年（2037年）を目標年次として、都市計画の基本目的や方向性を定めます。

また、社会情勢の変化、総合計画の変更など、本市をとりまく情勢の変化を踏まえて、必要に応じて修正や見直しを行います。

＜奄美市都市計画マスタープランの目標年次と総合計画の関係＞

年度	H29 (2017)	H30 (2018)	H35 (2023)	H40 (2028)	H45 (2033)
奄美市都市計画 マスタープラン		→			
奄美市総合計画	→		→		→
		第2次奄美市総合計画			

(3) 計画の構成

本計画の構成は、以下に示す通りです。

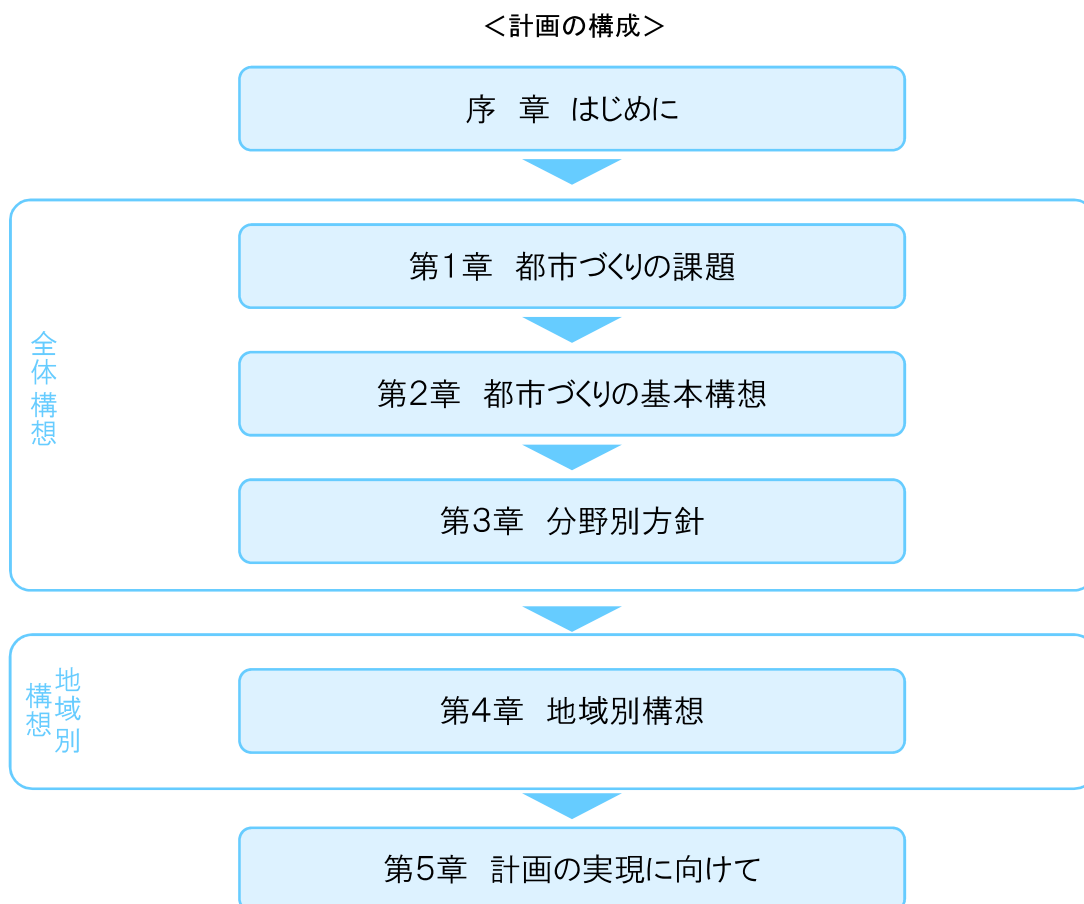
序章（はじめに）では、計画の策定趣旨や構成など、概要について示します。

第1章（都市づくりの課題）で上位・関連計画に基づく本市の都市づくりの方向性や奄美市の現況を整理し、都市づくりを進める上での課題を示します。

第2章（都市づくりの基本構想）では市全体の都市づくりの方針を示すもので、「理念」「目標」「将来都市構造」を位置づけ、第3章（分野別方針）では、「土地利用および各分野別方針」を示します。

第4章では市全体の都市づくりの方向性を踏まえ、地域の特性・役割に応じた地域別まちづくり構想を示します。

最後に、第5章（計画の実現に向けて）では、全体構想や地域別構想に基づく都市づくりの推進体制など、実現化に向けた基本的な考えについて示します。



4. 策定体制

本計画の策定体制は、以下の通りです。

